

第6回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 議事要旨

○事務局から資料説明。その後意見交換。

(地籍調査を契機とした相続登記の促進策について)

- ・ 国土調査法第19条第5項の活用は、単に図面の整備だけでなく、自ずと各筆の所有関係も明らかにされていくことが期待できるという意義がある。また、民間の成果についても19条5項を適用できるが、申請手続きや追加の測量作業等が負担となっていることを踏まえて、その活用に向けて引き続き検討されるのではないかと思います。
- ・ 国土調査法第20条の職権登記については、引き続き励行していかなければならない。地籍調査の成果として、亡くなった登記名義人の法定相続人が判明したとしても、現行の枠組みでは登記簿に反映することはできないが、将来的に見直すということも検討のヒントとなりうる。
- ・ 森林組合が交付金を使って測量を行う場合、地籍調査で求められる精度までの測量は出来ないので、林野庁と国土交通省が協力して森林組合がそこまで出来るような仕組みを作ることはできないか。
- ・ 森林組合が行う測量は、筆界ではなく、所有者毎の施業界で行っているため、成果の活用は難しいと思うが、なんらか活用していただければありがたい。
- ・ 地籍調査や14条地図の作成作業のための地元説明会の案内文書が届くと、地域で所有者を探すという動きが生まれることがあり、実際に所有者が見つかる場合もある。その機会を一つのきっかけとして活用するために、案内文書の中に相続登記に関連したパンフレットを添付する、その時期に相談ブースを設置するなどの対策を行ってはどうか。また地元説明会は例年5～6月に行っているため、日本司法書士会連合会で2月に行っている「相続登記はお済みですか月間」を同時期に開催してはどうか。

(相続時の各種届出の促進について)

- ・ 保安林など固定資産の課税対象となっていない土地があるため、納税通知書に記載された土地が必ずしも所有する土地全てを示していないということを、共通認識として持ってもらう取組も必要ではないか。
- ・ 過料を課しても届出を徹底することは難しいといった現実を押さえた上で対策を講ずるべき。
- ・ 届出が行われていない要因の分析が必要。
- ・ 不動産の取引価格情報提供制度の運用上、所有者にアンケートを送る場面があるため、そうした機会に普及を行うのはどうか。大きな効果はないかもしれないが、地道な取組は必要。
- ・ 毎年4月に市町村から課税明細書が送付されることから、通知文を同封する、封筒に記載するなどの方法で周知してはどうか。

以上